

平成24年度水産生物の生活史に対応した漁場環境形成推進事業のうち
水産生物の生活史に対応した広域的に連携する漁場環境形成手法の検討仕様書
(案)

1 目的

これまで行われてきた魚礁、増殖場等の漁場整備はその手法においては「点」的な整備であり、対象とする水産生物の集団としての空間の広がり、成長段階ごとに利用される生息環境の連続性を踏まえた生息環境空間としての整備は行われてこなかった。

そこで、水産生物の生活史に対応する広域的な水産環境形成手法を開発するとともに、種苗放流・資源管理との連携を踏まえた漁場の管理・運営手法を検討し漁場の連続性を確保した、より効果的な漁場環境の形成を目指すことを目的とする。

2 業務の履行期間

契約締結の日から平成25年3月21日まで
なお、関係機関との手続きが必要となるため、実施スケジュール及び実施体制等を契約締結後10日以内に提出すること。

3 業務内容

本年度は、全体事業期間5カ年の3年目として以下の事業を実施することとする。

(1) 水産生物の生活史に対応した効率的な漁場環境手法の検討

① 対象水産生物の生活史の把握

モデル海域は播磨灘、対象魚種はマダイ、ヒラメとする。

現地調査を行い、対象魚種（マダイ、ヒラメ）の生活史を把握するとともに、生息との関係を解析する。

② 効率的な環境形成手法の検討

上記調査結果を踏まえ、昨年度作成した対象水産生物のHSIモデル（Habitat Suitability Index Model：生息場適性モデル）の検証を行う。

また、昨年度のHSIモデルの検証を行ったモデル海域、対象魚種（東京湾、マコガレイ、イシガレイ）の漁場環境情報図を作成する。

それらを踏まえ、産卵場、育成場の適切な配置計画等の効率的な環境形成手法の検討を行う。

(2) 種苗放流・資源管理との連携を踏まえた漁場の管理・運営手法の検討

(1) で得られた結果を踏まえて、種苗放流・資源管理を連携させた漁場の管理・運営手法を検討する。

(3) 検討委員会の設置

事業計画ならびに調査・検討結果等について検討を行う機関として、有識者等による委員会を設置し、指導・助言を受けるものとする。開催回数は履行期間中3回程度とする。

また、必要に応じて各モデル海域毎のWGを設けてもよい。

4 資料等の貸与及び返還等

希望者から申し出があれば、5（2）納入場所で、本事業に係る前年度以前の事業報告書等を参考資料として閲覧・貸与できるものとする。

なお、貸与期間は1週間とし、期間内に貸与場所に返還するものとする。ただし、貸与者より返還を求められた場合は速やかに返還するものとする。

5 成果品

(1) 納入物品

調査報告書 5部

電磁記録媒体資料 2部 (CD-R)

※各ファイル2MB以下とする。

(2) 納入場所

水産庁漁港漁場整備部整備課設計班 (農林水産省本館8階 ドアNo.本814)

6 事業実績報告書

事業が終了した場合は、実績報告書を提出すること。

7 その他

- (1) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、当庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。
- (2) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。